

消費税軽減税率制度のポイントと対応



軽減税率制度について対応や留意点を教えてください。



二〇一九年十月に、消費税率の引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目を取り扱っている課税事業者のみならず、対象品目を取り扱っていない事業者や、課税事業者と取引を行う免税事業者も、表①の事務作業が必要となります。

軽減税率制度を理解し、業務に与える影響と対応が必要な事項を把握して、早めに準備に取り掛かりましょう。具体的なチェック項目は表②の通りです。

1. 軽減税率制度の概要

軽減税率制度とは、①飲食料品（酒類等を除く）、②週二回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）の譲渡を対象に、標準税率一〇%（消費税

率七・八%・地方消費税率二・二%）に対して、軽減税率八%（消費税率六・二四%、地方消費税率一・七六%）が適用される制度です。

2. 準備が必要な事項

おさえておきたいポイントは次の三点です。

(1) 請求書等記載事項

現行では、記載事項として「発行者の氏名又は名称」「取引年月日」「取引の内容」「対価の額（税込）」「受領者の氏名又は名称」が求められていますが、十月より区分記載請求書等保存方式が導入されることで、加えて「軽減税率対象資産の譲渡等である旨」と「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）」の記載が必要となります。

これに伴い、帳簿の適用税率ごとの区分経理も必要です。

(2) 補助金制度

軽減税率制度への対応準備のため、レジや受発注システムの改修や入替え等を行い、要件を満たした場合には、支出額の一部が補助されます。

二〇一八年十二月二十五日に補助金制度が拡充され、補助率が四分の三以内（三万円未満のレジ一台のみ導入する場合は、五分の四以内）となります。また、複数税率に対応する券売機や、区分記載請求書等保存方式に対応するシステムの開発・改修、事務機器等の導入にかかる費用も補助対象となります。

(3) 業種ごとのポイント

①食品製造業
飲食料品を製造するための外注加工費は、

表① 軽減税率制度において必要な事務作業

事業者の区分		事業者の例	必要となる主な事務
課税事業者	軽減税率対象品目の売上・仕入（経費）あり	・ 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等） ・ 飲食業（レストラン等）	・ 売上・仕入（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ・ 税率ごとの税額計算
	軽減税率対象品目の仕入（経費）あり	・ 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合など	・ 仕入（経費）を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ・ 税率ごとの税額計算
免税事業者	軽減税率対象品目の売上あり		・ 課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり

出所：国税庁 消費税軽減税率制度対応室

金子尚貴

税理士法人アフエックス
（商工研相談業務委嘱先）
公認会計士・税理士

標準税率が適用されます。

事例 コーヒー豆

コーヒーの生豆を販売している場合は、人の飲用または食用に供されるため「食品」に該当し、軽減税率が適用さ

表② チェックリスト

【ステップ1】対応が必要な事項の確認

- 影響が生じる業務範囲の確認および事務作業の洗い出し・業務手順の見直し
- 現行の帳簿および請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修の必要性
- 会計システムや受発注システム等への影響確認(導入・改修・入替の必要性)
- 補助金交付の活用を検討(適用対象かの確認・交付申請手続き)

【ステップ2】軽減税率対象品目の整理

- 売上・仕入商品に係る税率区分の確認(軽減税率の対象取引の有無確認)

【ステップ3】業務手順の見直しとレジ・システムの動作確認

- 商品管理や販売管理方法の見直し(商品マスターの見直し)
- 税率区分に応じた経理処理の見直し(経理処理マニュアルの整備)
- 納品書や請求書などの帳票の見直し(取引先との連絡・調整)
- 導入・改修等したレジ・受発注システムの動作準備テスト

【ステップ4】制度の実施にむけて、本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録(商品マスターの整備)
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備など
- 従業員への研修、店頭などでの消費者向け周知(ポスターの掲示等) 出所:国税庁

が必要となりま
す。質問するこ
とが難しい場合
は「休憩スペー
スを利用しての
ご飲食の場合は、
お申し出くださ
い」等の掲示で
も差し支えはあ
りません。
事例 ドラッグ
ストアで販売
する栄養ドリ

が適用されま
す。
事例 移動販売車
で提供する
食事は、
近くに公園がある場所
で、
移動販売車でハンバー
ガー等
を販売している場合、
顧客が
公園のベンチを利用して
食
べていても、事業者
が設置した
設備ではないので、
軽減税率
が適用されま
す。

れます。取引先からコー
ヒーの生豆の支給を受け、焙煎等
の加工をしている場合は、役
務の提供に該当し、標準税率
が適用されます。
製造工場等での直売であつて
も、飲食設備等で飲食させる場
合は「外食」に該当し、標準税
率が適用されます。

事例 かまぼこ工場に併設さ
れた複合施設

かまぼこ工場に併設された
商業施設での販売は、軽減税
率が適用されます。一方、併
設された食堂やフードコート
での販売は、標準税率が適用
されます。

⑥食品卸売業

通常必要な容器(缶・トレイ
等)に入った食品の販売には、
全体に軽減税率が適用されま
す。
事例 果実を専用の桐の箱に
入れて販売

桐の箱に、高級さくらんぼ
の商品の名称などを印刷して、
そのさくらんぼを販売するた
めのみ桐箱を使用すること
が明らかな場合は、販売に附
帯して通常必要なものとして
軽減税率が適用されます。
ただし、贈答用の包装とし
て、別途対価を定めている場
合は、「飲食料品の譲渡」に
は該当せず、標準税率が適用

⑦小売業

されま
す。
イトインスペースを設置し
ている小売店等は、持ち帰り販
売は軽減税率、店内飲食であ
れば標準税率が適用されま
す。
事例 スーパーマーケットの
休憩スペースでの飲食

スーパーマーケット内の休
憩スペースで、カウンター、
テーブルや椅子等の設備があ
る場合、規模や目的に関係な
く、顧客が会計後に弁当や惣
菜等を飲食する場合は「食事
の提供」に該当し、標準税率
となります。販売時に、店内
飲食を持ち帰りの意思確認

⑧

栄養ドリンクの種類が、
「医薬品等(医薬品、医薬部
外品および再生医療等製品)」
に該当する場合は、標準税率
が適用されます。
一方、医薬品等に該当しな
い場合は、「食品」として軽
減税率が適用されます。

⑨飲食業

飲食店での食事の提供やケ
ータリング等は、標準税率が適用
され、持ち帰り販売、出前等は
軽減税率が適用されま
す。
事例 中華料理店での料理の
残りを折り詰めで持ち帰る
その場で飲食する目的で提
供されたものは、その後持ち
帰っても、「飲食料品の譲
渡」に該当せず、標準税率が
適用されま
す。

事例 移動販売車で提供する
食事は、